

I 学校教育における人権教育の充実

すべての児童生徒が、様々な体験活動や交流を通して、人権尊重の意義や重要性を理解し、命の大切さや自他に対する肯定的な態度と「共生社会」の実現に向けて、主体的に取り組む実践力を育成するとともに、個別の人権課題についても計画的・総合的に推進する。

個別の人権課題

No.	課題
1	女性（男女共同参画、DVなど）
2	子ども（いじめ、児童虐待など）
3	高齢者
4	障害者
5	同和問題
6	アイヌの人々
7	外国人

No.	課題
8	HIV感染者・ハンセン病患者等
9	刑を終えて出所した人
10	犯罪被害者等
11	インターネットによる人権侵害
12	北朝鮮当局による拉致問題等
13	その他（性同一性障害者の人権、人身取引、ホームレス等）

※ 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」
(平成 20 年 3 月文部科学省) からの引用

1 県立学校訪問指導

指導主事等が県立学校を訪問し、学校の実態把握と人権教育の指導の充実を図る。

(1) 期 日 年間隨時

(2) 内 容 研究授業、研究協議、取組内容及び諸課題等調査 等

(3) 対 象 32 校 (H27 年度訪問実績 32 校)

2 人権教育資料の活用と普及

各種研修会を通して、人権教育資料の効果的な活用と普及を進め、人権教育の充実・深化を図る。

(1) 児童生徒用資料 [作成年度]

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ア 幼稚園用人権教育資料「ほほえみ」 | [平成 12 年度・平成 23 年度改訂] |
| イ 小学校低学年用人権教育資料「ほほえみ」 | [平成 12 年度・平成 23 年度改訂] |
| ウ 小学校中学年用人権教育資料「ほほえみ」 | [平成 13 年度・平成 24 年度改訂] |
| エ 小学校高学年用人権教育資料「ほほえみ」 | [平成 13 年度・平成 24 年度改訂] |
| オ 中学生用人権教育資料「きらめき」 | [平成 14 年度・平成 25 年度改訂] |
| カ 高校生用人権教育資料「HUMAN RIGHTS」 | [平成 11 年度・平成 22 年度改訂] |
| キ 児童生徒用人権教育パンフレット(小低・高、中、高) | [平成 18 年度] |
| ク 中学・高校生向け DV 防止啓発パンフレット | [平成 22 年度] |
| ケ いじめを許さない人権教育教材(小低・高、中、高) | [平成 25 年度] |

(2) 教師用指導資料 [作成年度]

- | | |
|----------------------------|------------|
| ア 人権教育指導プログラム | [平成 15 年度] |
| イ 男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて | [平成 18 年度] |
| ウ アニメ「めぐみ」の活用 | [平成 24 年度] |
| エ 「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて | [平成 26 年度] |
| オ 「性的マイノリティ」に対する正しい理解のために | [平成 27 年度] |

[参考] 人権教育資料（改訂版）



(3) 校種別学校の取組

年度当初に年間指導計画を作成し、各教科、総合的な学習の時間などのそれぞれの特質を踏まえつつ、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行う。

ア 重点的に取り組んだ個別の人権課題 [平成 27 年度調査: 小・中] [平成 27 年度調査(計画書): 高]

校種	人権課題（上位 5 課題）				
小学校 (766 校)	障害者 755 校 [98.6%]	子ども (いじめ、児童虐待等) 744 校 [97.1%]	インターネット による人権侵害 714 校 [93.2%]	高齢者 676 校 [88.3%]	外国人 635 校 [82.9%]
中学校 (347 校)	子ども (いじめ、児童虐待等) 339 校 [97.7%]	インターネット による人権侵害 328 校 [94.5%]	障害者 334 校 [96.3%]	高齢者 287 校 [82.7%]	同和問題 245 校 [70.6%]
高等学校 (149 校)	インターネット による人権侵害 143 校 [96.0%]	高齢者 140 校 [94.0%]	障害者 138 校 [92.6%]	子ども 137 校 [91.9%]	同和問題 (就職差別) 134 校 [89.9%]

イ 人権教育資料の活用状況[平成 27 年度調査: 小・中・高]

小学生用教育資料 「ほほえみ」[改訂版]	中学生用教育資料 「きらめき」[改訂版]	高校生用教育資料 「HUMAN RIGHTS」[改訂版]
609 校／766 校 [79.5%]	218 校／347 校 [62.8%]	127 校／149 校 [85.2%]

ウ 人権教育資料の領域別活用状況[平成 27 年度調査: 複数回答あり]

領域 校種	教科			道徳	特別活動	総合的な 学習の時間
	国語科	社会科	その他			
小学校 (766 校)	163 校 [21.3%]	219 校 [28.6%]	176 校 [23.0%]	758 校 [99.0%]	286 校 [37.3%]	277 校 [36.2%]
中学校 (347 校)	9 校 [2.6%]	34 校 [9.8%]	16 校 [4.6%]	315 校 [90.8%]	50 校 [14.4%]	71 校 [20.5%]

エ 「北朝鮮当局による拉致問題等」の取組状況[平成 27 年度調査: 小・中・高]

小学校	中学校	高等学校
527 校／766 校 [68.8%]	236 校／347 校 [68.0%]	72 校／151 校 [47.7%]

3 人権教育研究指定校事業の実施

人権意識を培うための学校教育の在り方について、生徒が人権の意義を理解し、具体的な態度や行動につなげるなど、幅広い観点から実践的な研究を実施する。

(1) 指定校 県立西宮香風高等学校

(2) 指定期間 平成 28 年度（1 年間）

(3) 事業内容

ア 人権意識を培うための学校教育の在り方について実践的な研究を行う。

イ 教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための調査研究の実施

(4) 効果

ア 生命の大切さを実感させ、自分や他者の人権を大切にする心の育成

イ 生徒の自己有用感の向上や人権意識の向上

4 新たな課題に対応した人権教育研究事業の実施

研究推進校を指定し、新たな課題に対応した効果的な指導内容・方法など実践的に研究をする。

(1) 研究推進校 10 校

No.	教育事務所等	学校名	研究に係る主な人権課題
1	神戸市	神戸市立室内小学校	インターネットによる人権侵害、子ども（いじめ）
2	阪神	尼崎市立成文小学校	子ども（虐待）、インターネットによる人権侵害
3	阪神	川西市立川西北小学校	子ども（いじめ）、同和問題
4	播磨東	加古川市立浜の宮中学校	インターネットによる人権侵害
5	播磨東	加西市立北条東小学校	子ども（いじめ）
6	播磨西	姫路市立青山小学校	子ども（いじめ）、同和問題
7	播磨西	赤穂市立坂越中学校	子ども（いじめ）、インターネットによる人権侵害
8	但馬	豊岡市立日高東中学校	子ども（いじめ）、インターネットによる人権侵害
9	丹波	丹波市立神楽小学校	子ども（児童養護施設から通う児童への支援）
10	淡路	南あわじ市立北阿万小学校	子ども（いじめ）、インターネットによる人権侵害

(2) 指定期間 平成 28 年度（1 年間）

(3) 事業内容

ア 新たな課題に対応した指導内容・方法に関する取組

イ 新たな課題に対応した人権教育資料の活用に関する取組 等

(4) 効果

ア 新たな課題の解決に向けた効果的な指導方法の工夫・改善

イ 生徒自らの実践的な行動力の促進

5 子ども多文化共生教育支援事業の実施

日本語指導が必要な外国人児童生徒の自己実現を支援するとともに、すべての児童生徒に共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実を図る。

(1) 子ども多文化共生サポーターの派遣

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、教員とのコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定など、学校生活への早期適応を促進するため、当該児童生徒の母語を話すことができる子ども多文化共生サポーターを派遣する。

ア 派遣状況

	派遣校数	派遣人数	派遣言語
H28. 4. 1 現在	131 校	102 人	12 言語

※派遣校内訳[H28. 4. 1 現在]：小学校：87 校、中学校：36 校、県立学校：8 校

平成 27 年度日本語指導が必要な外国人児童生徒数

(平成 27 年 5 月 1 日現在)

	中国	ベトナム	フィリピン	ポルトガル	スペイン	韓国・朝鮮	その他	合計
神戸市	120	72	31	14	13	20	50	320
阪神	63	4	18	14	10	12	17	138
播磨東	21	13	14	34	17	0	10	109
播磨西	9	142	11	0	10	1	4	177
但馬	6	0	5	0	0	0	0	11
丹波	3	0	2	14	0	0	0	19
淡路	0	0	1	0	0	0	1	2
県立	22	2	13	7	5	4	9	62
合計	244	233	95	83	55	37	91	838

(人)

(参考) 平成 27 年度公立学校に在籍する外国人児童生徒数 3,058 人

イ 対象

在留期間 2 年未満の日本語指導が必要な外国人児童生徒

ウ 派遣回数等

在留 6 ヶ月未満 週 3 回

在留 6 ヶ月以上 2 年未満 週 1 回

※派遣 1 回 4 時間以内

※神戸市及び中核市は 12 ヶ月未満

※その他市町は 18 ヶ月未満



エ 職務内容

- (ア) 当該児童生徒の生活適応への支援
- (イ) 当該児童生徒の学習支援
- (ウ) 当該児童生徒の心の安定への支援
- (エ) 子ども多文化共生教育推進の支援 等

オ 効果

- (ア) 教職員や児童生徒・保護者とのコミュニケーションの円滑化
- (イ) 学習言語習得への意欲の向上
- (ウ) 当該児童生徒の心の安定の促進

子ども多文化共生サポーター言語別派遣状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

No.	言語名	派遣校数	サポーター数
1	中国語	54	44
2	フィリピン語	25	19
3	ベトナム語	13	10
4	韓国・朝鮮語	11	6
5	ポルトガル語	8	6
6	ネパール語	5	4
7	スペイン語	4	4

No.	言語名	派遣校数	サポーター数
8	ロシア語	3	3
9	インドネシア語	3	2
10	タイ語	3	2
11	モンゴル語	1	1
12	アラビア語	1	1
計	12 言語	131 校	102 人

(2) 子ども多文化共生サポーター等研修会の実施

子ども多文化共生サポーターなどの資質の向上のために、生活適応や母語を介した学習支援の在り方、心の安定、子ども多文化共生教育の取組などについて研修する。

ア 対 象

子ども多文化共生サポーター、市町教育委員会担当者、子ども多文化共生サポーター派遣校の教頭 約300人 (H27 296人)

イ 期 日 平成28年5月24日 (火)

ウ 会 場 県立のじぎく会館 (神戸市)

エ 研修内容

- (ア) 子ども多文化共生サポーター派遣事業の目的及び支援の在り方
- (イ) 外国人児童生徒の適切な学習支援を図るための連携の在り方 等

オ 効 果

- (ア) 子ども多文化共生教育にかかる共通理解の促進
- (イ) 外国人児童生徒の支援に関わる課題の明確化
- (ウ) 外国人児童生徒に対する情報交流
- (エ) サポーターの資質の向上

(3) 日本語指導研究推進事業の実施

研究推進校を指定し、効果的な日本語指導及び子ども多文化共生教育の在り方について実践的に研究する。

ア 研究推進校 4校

No.	教育事務所等	学校名	日本語指導対象児童生徒数 (母語)
1	神戸市	神戸市立春日野小学校	15 (中国語、韓国・朝鮮語、テルグ語)
2	播磨東	加古川市立平岡東小学校	17 (中国語、ブラジル語、インドネシア語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語)
3	播磨西	姫路市立花田中学校	7 (ペルム語、中国語)
4	丹波	篠山市立岡野小学校	4 (ポルトガル語)

イ 事業内容

- (ア) 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育を学校の教育課程に明確に位置付けた「特別の教育課程」による日本語指導の在り方に関する研究及び実践
- (イ) 「JSL (第2言語としての日本語) カリキュラム」の視点や日本語能力の測定結果を踏まえた日本語指導の在り方に関する実践
- (ウ) 日本語指導カリキュラム及び教材リストの作成
- (エ) 子ども多文化共生教育の推進 等

ウ 効 果

- (ア) 学校における日本語指導の組織的・計画的な推進による指導力の向上
- (イ) 平成24年度文部科学省が開発した「日本語能力測定方法」の結果を踏まえ、個に対応したカリキュラムの作成及び日本語指導の充実

(4) 子ども多文化共生センターの運営

子ども多文化共生教育を推進するため、多文化共生にかかる人材や情報を一元化し、研修や交流などの機能を有するセンターを運営する。

ア 設置場所

芦屋市新浜町 (県立国際高等学校内)

イ 開設日及び開設時間

平日、9:00~17:00



教育相談

ウ 事業内容

(ア) 外国人児童生徒などにかかる教育相談

- ① 相談方法 電話、面接、メール 等
- ② 相談者 教職員、外国人児童生徒及び保護者、関係機関・団体 等
- ③ 相談内容 日本語指導、進路指導、学校での生活指導 等

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

相談内容	相談件数	相談内容	相談件数
母語教育	124 件 [19.7%]	センター資料	35 件 [5.6%]
多文化共生教育	83 件 [13.3%]	学校生活	24 件 [3.8%]
日本語教育	73 件 [11.7 %]	教科指導	14 件 [2.2%]
ボランティアバンク	72 件 [11.5%]	保護者・家庭環境	9 件 [1.4%]
就学支援	64 件 [10.3%]	児童・生徒指導	7 件 [1.1%]
進路指導	38 件 [6.1%]	その他	83 件 [13.3%]
		合 計	626 件

(イ) 子ども多文化共生サポーターの派遣調整や助言

(ウ) 多言語による学習教材等の作成

	多言語資料名
1	外国人児童生徒受入にかかる資料（学校で使える通知文等）
2	就学支援ガイドブック
3	あなたは、どの高校を選びますか？
4	社会科教材[歴史・地理・公民]
5	小学校低・中学年用人権教育資料「ほほえみ」
6	日本語習得度チェックシート（試案）

(エ) 書籍、ビデオなどの貸出（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	書籍・教材	玩具・楽器等	民族衣装	視聴覚資料
貸出数 [H27 年度]	359 冊	125 点	126 着	0 点

(オ) 多文化共生にかかる情報の収集・発信

- ① 子ども多文化共生センター通信の発行
- ② 県立国際高等学校と県立芦屋国際中等教育学校の合同文化祭等に参加し、母国語講座や世界の楽器や玩具の展示、民族衣装の試着体験などの実施

(カ) 多文化共生にかかる研修会や交流活動の企画・運営

国際交流協会や JICA 関西、NPO/NGO などの様々な団体と連携し、「多文化共生を考える研修会」や「多文化共生のための国際理解教育・開発教育セミナー」等の実施

(キ) 子ども多文化共生ボランティアの活用（平成 28 年 3 月 31 日現在）

内訳	活用数
日本語指導・母語指導	118 人 [50.9%]
翻訳（チラシ・掲示物・学校文書）	54 人 [23.3%]
通訳（教育相談・第三者面談）	31 人 [13.3%]
多文化紹介	26 人 [11.2%]
イベント手伝い	3 人 [1.3%]
合計	232 人

エ 効 果

- (ア) 外国人児童生徒等に対する学校生活や就学及び進路等への支援
- (イ) 日本語指導や多文化共生に関する資料の充実と活用
- (ウ) 多言語による情報提供の充実
- (エ) 関係機関・団体、大学などとのネットワークの拡充

6 帰国・外国人児童生徒支援事業の実施

外国人児童生徒等が集住する地域における就学支援の取組の成果をふまえ、県と市町が連携しながら外国人児童生徒等が散在する地域における受入促進及び日本語指導の充実支援体制の整備について実践的に研究する。（国補助事業）

（1）県の取組

ア 指定期間

平成 28 年度（1 年間）

イ 事業内容

- (ア) 運営協議会の設置・開催（年 2 回：5 月、2 月予定）

地域の実態に応じた支援体制の整備を図るための運営協議会を設置する。

- (イ) 日本語指導研究推進協議会の設置（年 4 回：6 月、10 月、1 月、2 月予定）

日本語能力測定方法の活用や「特別の教育課程」の導入による日本語指導の在り方等について協議、及び実践研究を行う。

※ 協議会の構成：県立芦屋国際中等教育学校、日本語指導研究推進校（4 校）

- (ウ) 就学支援ガイダンスの実施（7 会場：神戸市、尼崎市、加古川市、姫路市等）

外国人児童生徒と保護者等に就学や進路等の情報提供及び相談を行う。

H27 年度実績	神戸市 7/25（土）	宝塚市 8/1（土）	明石市 8/28（金）	姫路市 9/6（日）
参加者数	77 人	33 人	20 人	58 人
相談件数	17 件	5 件	5 件	11 件

- (エ) 外国人の子どもの就学状況調査の実施

学齢期の外国人の子どもたちの就学状況を調査し、就学に課題のある子どもがいる外国人家庭に対する就学相談等を行う。

- (オ) 『就学支援ガイドブック』の充実

『就学支援ガイドブック』（11 言語）の充実、全県への普及を図る。

(2) 市の取組

ア 指定地域

芦屋市、宍粟市、福崎町、朝来市（神戸市、姫路市は市単独で実施）

イ 指定期間

平成 28 年度（1 年間）

ウ 事業内容

（ア）連絡協議会の開催

教育委員会や学校及び関係機関による支援の在り方について、情報交換及び助言を行う。

（イ）初期指導教室（プレクラス）の実施

就学・編入前後の外国人の子どもに対し、学校での早期適応をめざした初期指導教室（プレクラス）を開設し、初期日本語指導等を行う。

（ウ）センター校の設置

市内の学校に在籍する新渡日の外国人児童生徒に対し、母語を生かした学習言語の習得を促進する。

（エ）「日本語能力測定方法」活用のための協議会等開催

日本語能力測定方法の活用や、その結果を踏まえた日本語指導の在り方を検討する。

（オ）「特別の教育課程」による日本語指導の導入に向けた協議会の実施

個別の指導計画の作成や、指導及び学習評価などの実践研究を実施することにより日本語指導の在り方について協議する。

(3) 効 果

ア 県及び市町間の連携を進めるネットワークの構築

イ 各地域の実態を踏まえた外国人児童生徒の円滑な受入れ

ウ 「日本語能力測定方法」の活用による日本語指導の充実

エ 不就学状況等の把握と就学案内の促進

【県立芦屋国際中等教育学校と人権教育課との連携について】

1 外国人生徒等に対する日本語指導に関する共同研究

（1）日本語指導研究推進校連絡会への参加

（2）日本語指導に係る公開授業の実施

2 子ども多文化共生センターとの連携

（1）多文化共生に関する資料等の活用

（2）日本語指導教材「中学生の日本語」の提供

（3）外国人生徒等の教育相談（随時）

3 多文化共生に係る交流

（1）文化祭におけるセンターの活用

（2）子ども多文化共生サポーターやボランティアの活用

7 日本語指導支援推進校事業の実施

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、実態に応じた日本語指導を推進し、日本語（生活言語、学習言語）の習得と基礎学力の定着を図る。

（1）事業内容

ア 日本語指導支援員の派遣（対象市町：姫路市、芦屋市、三木市）

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、専門性の高い支援員による別室での取り出し授業等の指導を実施する市を補助する。

イ 日本語指導支援推進校事業連絡協議会の設置（年 3 回）

ウ 日本語指導支援員等研修会の実施（年 1 回）

(2) 効果

- ア 日本語指導支援員の派遣により、対象児童生徒の日本語能力の向上のための支援を行い、日本語の習得と基礎学力の定着を図る。
- イ 日本語指導の取組や課題等に関する情報交流や日本語指導支援等を対象とした研修会を行うことにより、対象児童生徒に対する日本語指導の充実を図る。